



那須南病院「ふれあい看護体験」の様子

広報

MINAMINASU KOUIKI

こういき



- ・組合議会議員視察研修 2
- ・平成30年度決算報告 3
- ・平成30年度情報公開及び
個人情報保護制度の運用状況
違反対象物公表制度、消火器の設置義務 4
- ・消防(住宅防火、全国消防救助技術大会)
..... 5~6
- ・病院(病児保育所ご利用のお知らせ) 7
- ・保健衛生センター
(ごみ処理手数料の改定、ごみの分別)
..... 8~9
- ・病院(病院からのお願い) 10

組合議会議員視察研修報告

当組合議会では、一般廃棄物処理施設及び病院の施設整備に関する現地調査として10月9日(水)から10日(木)の2日間に渡り、長野県大町市の「北アルプスエコパーク」と同県茅野市の「諏訪中央病院」の視察研修を実施しました。

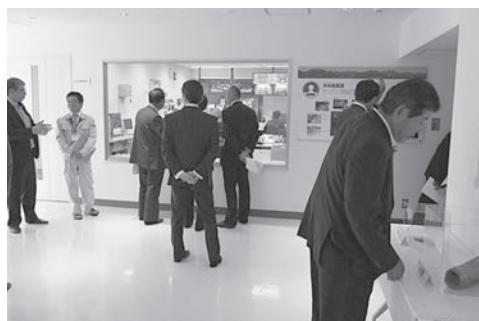
今回の視察研修には、12名の全議員が参加し、視察先の担当職員や現場従事者から施設の建設及び改修工事の経緯、概要について説明を受けました。

北アルプス広域連合 北アルプスエコパーク

初日に訪れた「北アルプスエコパーク」は、大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村の1市1町3村で構成する北アルプス広域連合のうち、大町市、白馬村、小谷村のごみを処理する施設です。

平成30年8月に本稼働したばかりの施設で処理方式には「ストーカ式焼却炉」が採用されており、処理能力は2炉の24時間連続稼働で、1日40トンの焼却が可能です。

また、積雪対策として計量機を建屋内に設置し、焼却で発生した熱を施設内の暖房や給湯、搬入道路の凍結防止に利用するなど、地域の特性に対応した施設となっています。



諏訪中央病院組合立 諏訪中央病院

2日目に訪れた「諏訪中央病院」は、茅野市、原村、諏訪市の2市1村で構成された一部事務組合で運営している病院です。

昭和61年に200床の病院として開院。平成10年に大規模改修工事を実施し、平成25年から3か年をかけて第3期増改築工事を行いました。

増改築工事では病院を稼働させながら2つの棟を増築、既存棟についても改修工事を実施して、現在360床、32の診療科目で運営



しています。
また、地域の方々に院内のイベントや庭園の管理などのボランティア活動に参加していただきなど、良好な関係を築いていたのが印象的でした。



平成30年度 決算報告

平成30年度の一般会計及び病院事業会計の決算が、9月27日に開かれた令和元年第3回議会定例会で認定されましたので、その概要をお知らせします。

一般会計

●歳入 <総額 24億466万円>

分担金及び負担金	21億9,286万円 (91.2%)
組合債	6,310万円 (2.6%)
繰入金	4,300万円 (1.8%)
使用料及び手数料	3,766万円 (1.6%)
繰越金	2,202万円 (0.9%)
国庫支出金	1,089万円 (0.5%)
県支出金	1,051万円 (0.4%)
その他 (諸収入・寄附金・財産収入)	2,462万円 (1.0%)

●歳出 <総額 23億7,113万円>

衛生費	12億2,639万円 (51.7%)
消防費	8億5,993万円 (36.3%)
公債費	1億7,932万円 (7.6%)
総務費	1億462万円 (4.4%)
議会費	87万円 (0.0%)
予備費	0万円 (0.0%)

収益的収入及び支出	
病院事業収益	26億1,523万円
医業収益	22億8,670万円
医業外収益	3億2,853万円
病院事業費用	27億1,927万円
医業費用	26億2,124万円
医業外費用	9,785万円
特別損失	18万円

資本的収入及び支出	
資本的収入	2億6,731万円
企業債	1億2,480万円
他会計負担金	1億3,817万円
長期貸付金返還金	364万円
補助金	70万円
資本的支出	3億8,265万円
建設改良費	1億7,309万円
企業債償還金	2億410万円
投資	546万円

歳入

歳入については、構成市町からの負担金が最も多く、

21億9,286万円で歳入総額の91・2%を占めています。

歳出

歳出については、衛生費が最も多く、次いで消防費

が最も多く、次いで公債費となっています。主なものとしては、屎尿処理・ごみ処理に係る費用であり、このほか、高規格救急自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の更新を行いました。

病院事業会計

■収益的収入及び支出

病院事業収益は、26億1,523万円、病院事業費用は、27億1,927万円で差し引き1億4,04万円の純損失となりました。

損失の要因としては、診療体制の充実及び人事院労告の実施などによる人件費の増加によるものです。

■資本的収入及び支出

資本的収入は、2億6,731万円、資本的支出は、3億8,265万円で、収支

不足額1億1,534万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

支出の主なものは建設改良費で、医用画像管理システムや電子カルテサーバなど医療機器の購入費用になります。



資金不足比率の公表

資金不足比率		
公営企業会計名	平成30年度数値	経営健全化基準
那須南病院事業会計	—	20.0%

資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成30年度決算に係る資金不足比率を公表いたします。那須南病院事業会計においては、平成30年度決算における資金不足額は生じております。そのため、左の表の数値欄は「—」と表示されます。

平成30年度 情報公開及び個人情報保護制度の運用状況

当組合では、行政に関して住民に説明する責務を全うするとともに、公正で開かれた行政を推進するため、「情報公開条例」に基づき組合の行政情報を公開しています。

また、「個人情報保護条例」により、組合の保有する個人情報の適正な取扱いと本人からの情報公開請求等に関する手続を定め、プライバシーの保護に努めており、「情報公開制度」及び「個人情報保護制度」の運用状況については毎年1回、その概要を公表することになっています。

情報公開条例による公開請求の状況 (H30.4.1～H31.3.31)

◎平成30年度は、3件の情報公開の開示請求がありました。また、個人情報の開示請求はありませんでした。

実施機関	担当課	請求件数	処理状況		不服申立て
			公開	非公開	
組合長	消防本部	2	2	0	—
	那須南病院	1	1	0	—



違反対象物公表制度

運用開始 平成31年4月1日～

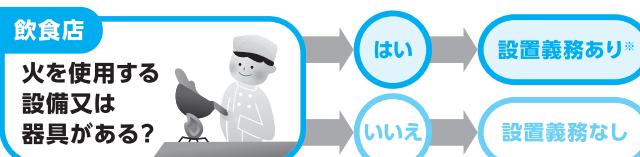
違反対象物公表制度については、ホームページをご覧ください。

南那須消防本部

令和元年10月1日から 火を使用するすべての飲食店に消火器の設置が義務となりました

新たに消火器の設置を必要とする飲食店

- ①建物の延べ面積が150m²未満のもの。
- ②飲食を提供するため、調理を目的として火を使用する設備又は器具を設けているもの。



消火器を設置するにあたって

- ①消火器とともに標識も設置してください。
- ②消火器を設置後、6か月ごとに点検し、1年に1回消防署へ点検結果報告書を提出してください。

※詳しくは南那須地区広域行政事務組合消防本部のホームページをご覧ください。

* 以下の装置があれば

消火器の設置は免除できます。

- 調理油過熱防止装置
- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置（火災を感じし消火薬剤で自動消火するもの）
- 立ち消え防止安全装置
- 他の危険な状態の発生の防止および発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置（例：圧力感知安全装置）



ガスコンロ

住宅防火 いのちを守る→7つのポイント

-3つの習慣・4つの対策-

3つの
習慣

- 寝たばこは、絶対にやめましょう。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。



4つの
対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用しましょう。
- 火災を小さいうちに消すために住宅用消火器等を設置しましょう。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。



●●住宅用火災警報器 10年経ったら取り替える●●

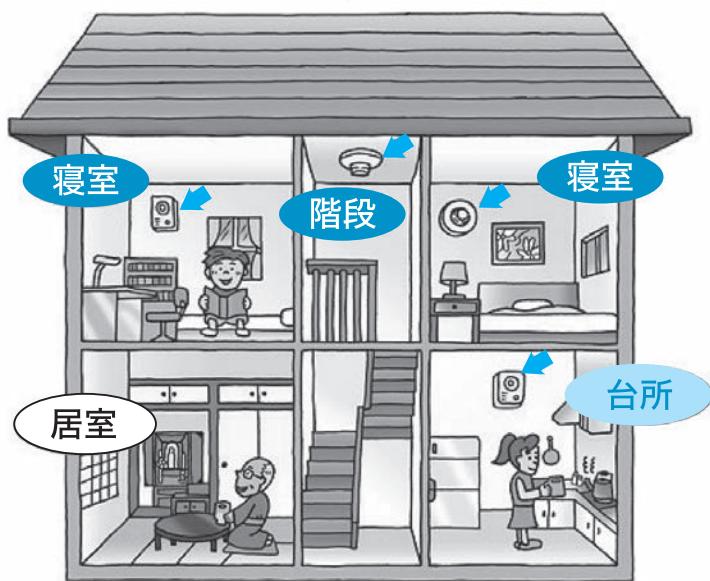
□なぜ、「住宅用火災警報器」を取り替えるのでしょうか？

- ・古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあります。
- ・交換時期の目安は、設置してから「10年」です。
- ・住宅用火災警報器を設置していたときに記入した「設置年月日」または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。

□住宅用火災警報器の設置場所と設置位置

次の住宅部分に「煙」感知器を設置しなければなりません。

- ① 就寝に使う部屋（寝室、子ども部屋など）
- ② 就寝に使う部屋がある階の階段最上部
- ③ ①②で住宅用火災警報器を設置する必要がなかった階で、7平方メートル（4畳半以上）の寝室以外の居室が5部屋以上ある階の廊下部分。



● 設置してください ● 設置することをお勧めします



取付け位置図

○消防署では消火器や住宅用火災警報器の販売は一切行っておりませんので、悪質な訪問販売等には十分注意してください。怪しいと思ったらお近くの消防署へ確認しましょう。

○住宅用火災警報器の設置に関するお問い合わせはお近くの消防署へお願ひいたします。

那須烏山消防署 TEL 0287-82-2009 那珂川消防署 TEL 0287-92-2800

全国消防救助技術大会出場

令和元年8月25日に岡山県岡山市（会場…岡山市消防教育訓練センター）で開催された第48回全国消防救助技術大会のほふく救出競技（1チーム3名）に那須烏山消防署の鈴木チームが出場しました。

鈴木チームは、令和元年6月25日に開催された栃木県大会で優勝し全国大会の出場権を獲得しました。

栃木チームは、令和元年6月25日に開催された栃木県大会から2か月の間、全国大会での上位入賞を目指に、日ごろの訓練、他県消防との合同訓練に強い気持ちで臨み、全国大会ではこれまでの訓練の成果を發揮し見事入賞を果たすことができました。

鈴木崇昭消防士長は「訓練や大会で培った経験を活かし、さらなる技術の向上に努め、地域住民の皆様へより一層の安心安全をお届けできればと思います。」と力強く話しました。



消防救助技術大会は、市民の安全・安心を守る消防救助隊員が、救助技術の高度化に必要な基礎的要素を鍛錬することを通じて、消防活動に不可欠な体力・精神力・技術力を養うことを目的としています。



常盤消防士は「防災に対する考動力」というテーマで、「自然災害には勝てないが、災害に負けない対策があるはず。今こそ住民の絆を深める手助けがあるはずです。」と、熱い思いを発表しました。

令和元年11月19日に開催された栃木県消防職員意見発表会に南那須地区広域行政事務組合消防本部を代表して、那珂川消防署勤務の常盤郁哉消防士が出場しました。

栃木県消防職員意見発表会

普通救命講習Ⅰ【定期講習】受講のご案内

消防署では定期的に普通救命講習会を開催しています。いざという時にあなたの応急手当で大切な家族や親族、友人の命を救うために多くの方の参加をお待ちしています。

開催日時 每月第3日曜日 午前9時から12時まで（3時間）

開催場所 那須烏山消防署（那須烏山市神長） 1月・3月・5月・7月・9月・11月
那珂川消防署（那珂川町馬頭） 2月・4月・6月・8月・10月・12月

受講資格 中学生以上

受講定員 各回30名

申込方法 開催日の1週間前までにご連絡ください
那須烏山消防署 TEL 0287-82-2009
那珂川消防署 TEL 0287-92-2800

- 定期講習受講者には、当日修了証を発行しています。
- 事業所・各種団体様での受講も随時受付しています。



病児保育所ご利用のお知らせ

那須南病院では病児保育所を開設しており、病気の回復していないお子さんを保護者のご都合（勤務等）で、ご家庭で保育できないときに、一時的にお子さんをお預かりしています。

ご利用について

利用できる児童

- 那須烏山市または那珂川町に住所を有する生後10か月～小学6年生
- 保護者が那須烏山市内の事業所に勤務する生後10か月～小学6年生

保育定員

1日3人まで（お子さんの状態やその時の予約状況により、定員未満でもお預かりできない場合もあります。）

保育時間

月曜日～金曜日 午前8時～午後6時（延長は出来ません）
休園日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）



利用料金（日額）

- 那須烏山市または那珂川町に住所を有する方：2,000円
- 那須烏山市内の事業所にお勤めの方：3,000円

ご利用方法

1. 事前登録

病児保育所のご利用には事前登録が必要ですので、「病児保育利用登録書※」に必要事項をご記入のうえ、那須南病院 総務課に提出してください。

2. 病児保育所の仮予約の連絡

希望日のご利用について、那須南病院 総務課へ仮予約の連絡をしてください。

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

3. かかりつけ医を受診

「診療情報提供書(利用連絡票)※」を持参して、かかりつけ医を受診し、診察結果を記入していただきます。



4. 病児保育所の本予約の連絡

ご利用希望日前日までに、那須南病院へ本予約の連絡をしてください。

5. 病児保育所入所

当日に「病児保育事業利用申請書※」、かかりつけ医が発行した「診療情報提供書(利用連絡票)」、「利用時の持ち物」を持参し、お子さんを預けてください。

6. お子さんのお迎えと利用料金の支払い

午後6時までにお子さんのお迎えと、利用料金のお支払をお願いします。

※登録等に必要な書類各種は、那須南病院のホームページよりダウンロードができます。

【お問い合わせ】 那須南病院 総務課 ☎ 0287-84-3911

一般廃棄物処理手数料改定のお知らせ

令和2年4月1日から
ごみ処理手数料を改定します

那須烏山市及び那珂川町の住民及び事業者の皆様が、保健衛生センターへごみを搬入する場合にご負担いただいております、ごみ処理手数料を、「令和2年4月1日」から次のとおり改定します。

区分	現行料金(令和2年3月31日まで)	改定後料金(令和2年4月1日から)
一般家庭ごみ	10kg当たり40円	10kg当たり100円
事業系ごみ	10kg当たり100円	10kg当たり150円

※10kg未満は、10kgとみなします。

現在のごみ処理手数料とごみ処理費用（平成28年度：278円/10kg）には大きな差があり、相応の費用負担や、ごみの排出抑制・再利用の推進などの観点からごみ処理手数料を改定するものです。

● ● ● ● 家庭ごみの直接搬入について ● ● ● ●

大掃除などで一時的に多量のごみが出た場合やコンテナに入らない粗大ごみを処分する場合は、保健衛生センターに直接搬入することができます。

直接搬入をご希望の方は、家庭ごみ収集カレンダーに記載されている「ごみの分け方・出し方」で分別方法を確認し、必ず分別してからお越しください。

【平日の受入】

月曜日～金曜日（祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）

【休日の受入】

令和2年		
1月12日（日）	2月2日（日）	3月1日（日）

【受入時間】

午前の部 8時30分～11時30分

午後の部 13時00分～16時30分

【料 金】

一般家庭ごみ

1月～3月：10kg当たり40円

4月～：10kg当たり100円



お願い

- お持ち込みの際は、職員の誘導・指示に従ってください。
- 受け入れできないごみは、家庭ごみ収集カレンダーに記載されている「保健衛生センターで処理できないごみ」をご参照ください。
- 休日は混雑が予想されますので、状況により長時間お待ちいただく場合があります。時間にゆとりをもってお越しください。
- ごみステーションに出せるごみは、ごみステーションをご利用ください。
- 事業系ごみの休日受け入れは行っておりませんのでご注意ください。

ごみを直接持ち込む際の分別の徹底について

保健衛生センターへ直接ごみを持ち込む際は、荷降ろしをスムーズに行うため、きちんと素材ごとに分別してお持ちください。特に金属と可燃物（木製、布類等）で出来ている品物は素材ごとの分別の徹底をお願いします。

椅子

素材ごとに分けて持ち込んでください。



スプリング等金属の入っているマットレス、ソファ

あらかじめ分解し、「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」に分別してから持ち込んでください。
金属が入っていないものは、そのまま持ち込みができます。



傘

骨組みが金属の場合は、生地と分けて持ち込んでください。



ご家庭での分別が困難又は分別が不十分な場合は、保健衛生センターにて搬入者ご自身で分別をしていただきます。分別に必要な工具は保健衛生センターでお貸しいたします。



那須南病院からのお願い



那須南病院では、現在、外来は常設の診療科が内科外科をはじめ7科で、非常設の診療科が3科の計10診療科で診療を行っております。また、入院は一般病床が100床、療養病床50床の計150床で病棟を運営しています。

今回、外来受診及び入院の際の留意事項を次のとおりまとめましたので、参考にご覧ください。



1. 外来受診方法

(1) 初めて受診される方へ

- 受付は午前8時30分から総合受付で開始します。
- 受付時に診療申込書・問診票(総合受付前に置いてあります)、健康保険証、公費受給者証・紹介状等(お持ちの方)を提出してください。

(2) 2回目以降受診される方へ

予約のある方

- 再来受付機で受付(診察券が必要です)してから各外来または検査前でお待ちください。

予約のない方

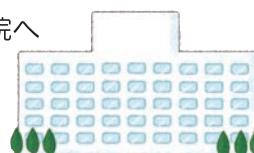
- 受付時に診察券、健康保険証、公費受給者証・紹介状等(お持ちの方)を総合受付に提出してください。
- 症状等から判断して、診療科を案内させていただきます。

(3) 救急外来を受診される方へ

- 受診の際は、必ず事前に症状や当院での手術・通院の有無等を電話連絡のうえ、ご来院ください。
- 診察の順番については、救急患者の症状の緊急度により、順番に入れ替わることがありますので、ご了承ください。(重症患者の対応の場合、長時間お待たせすることもあります。)
- 休日または時間外に受診される方には、預り金をいただき、後日に精算となります。
(管内5,000円、管外10,000円)

2. 診察日及び休診日の確認について

- 診察日はホームページや病院だよりの「外来担当医一覧」をご確認、または直接病院へ電話でお問い合わせください。
- 休診日は、院内の掲示物や液晶モニター、ホームページでご確認ください。



3. 限度額適用認定証(※特に入院時にはご準備ください。)

- 高額な医療を受ける際には、ご加入している保険者(国保または社保)にあらかじめ申請をして、「限度額適用認定証」の交付を受けることで、1か月の医療費の支払を自己負担限度額までに軽減することができます。(なお、入院時の食事代や室料差額などは、別途負担となります。)
- 交付の該当については保険者にお問い合わせください。

4. 面会時間

2階病棟 毎日：午前9時から午後7時まで

3階・4階病棟 平日：午後3時から午後7時まで 土・日・祝日：午後1時から午後7時まで

※面会時間帯以外にご面会を希望される場合は、1階入退院受付(休日夜間は救急外来受付)で手続をお願いします。

※インフルエンザ流行期間にご面会される場合、マスクを着用してください。

※12歳以下のお子さん及び咳などの症状がある方のご面会は感染防止のためご遠慮ください。

〈お問い合わせ先〉那須南病院 ☎0287-84-3911